

## 第3期琴平町子ども・子育て支援事業計画

### — 代用計画 —

令和8年3月

#### 代用計画の策定の趣旨と位置づけ

子ども・子育て支援法の改正により、市町村子ども・子育て支援事業計画における基本的記載事項（必須記載事項）が改正されたため、内容を記載している「第7章 量の見込みと確保方策」の内容を追加する必要があります。

今回の追加については、代用計画として策定し、琴平町子ども・子育て支援事業計画本編への記載は、次回の計画策定時に行うこととします。

#### 第7章 量の見込みと確保方策

##### 1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（満三歳以上限定小規模保育事業）

※新たな追加された基本的記載事項（必須記載事項）です。

満三歳以上限定小規模保育事業が令和8年4月1日から制度化されますが、本町においては、当該事業所が設置されていないので、当面確保する予定はありません。

## 2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

※ 現計画の第7章の2の(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和8年度から給付制度になることに伴い、現計画と変更はありませんが再掲載します。

保育園等の施設において、乳幼児であって満3歳未満（保育園に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度からの全国的な本格実施に合わせて実施体制を整備します。

(人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	0	1	1	1	1

※当該事業は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる。

## 3 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保の内容

※新たな追加された基本的記載事項（必須記載事項）です。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるとともに、乳児等通園支援事業者の利用から教育・保育施設への円滑な移行を支援します。